

認定を受けた子どもの利用者負担について

○経緯

現行の保育所保護者負担金は、児童福祉法に直接徴収根拠の規定があり、市の規則で定めていますが、児童福祉法の一部改正に伴い、同法による直接徴収根拠の規定部分が改正され、公立保育所の利用料の限度額、減免規定を条例で定める必要が生じました。

○条例改正

平成27年3月議会にて豊川市保育所条例の一部を改正する条例を上程

○改正の目的

児童福祉法の一部改正を踏まえ公立保育所の利用料、時間外保育利用料及び一時預かり事業利用の限度額等を定めることを目的

○改正の内容

- 1号保育認定を受けた子どもの利用者負担について・・・2ページ
- 2号認定を受けた子どもの利用者負担について・・・3ページ
- 3号認定を受けた子どもの利用者負担について・・・4ページ

1号認定を受けた子どもの利用者負担（案）

現 行		階層区分		定 義	利用者負担額（案）
私立6園平均	17,400	第1	生活保護世帯法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯		0
		第2	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む）		1,500
		第3	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の市町村民税（1月から6月までの月分は前年度分）の所得割額課税世帯であって、その所得割額の区分が次の区分に該当するもの	77,100円以下	7,800
		第4		77,101円以上 211,200円以下	15,200
		第5		211,201円以上	18,600

2号認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担（案）

階層 区分	定 義		3 歳児	4 歳児以上
第 1	生活保護世帯法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯		0	0
第 2	第 1 階層及び第 4 階層から第 8 階層までを除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税	2, 300	2, 300
第 3		課税	8, 600	8, 600
第 4	第 1 階層を除き、前年分（1 月から 6 月までの月分は前々年分）の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当するもの	40, 000 円未満	16, 800	16, 800
第 5		40, 000 円以上 103, 000 円未満	25, 100	19, 400
第 6		103, 000 円以上 413, 000 円未満	25, 700	20, 400
第 7		413, 000 円以上 734, 000 円未満	25, 900	20, 600
第 8		734, 000 円以上	26, 300	21, 000



階層 区分	定 義		保育標準時間		保育短時間	
			3 歳児	4 歳児以上	3 歳児	4 歳児以上
第 1	生活保護世帯法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯		0	0	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯		2, 300	2, 300	1, 800	1, 800
第 3	第 1 階層第及び第 2 階層を除き、当該年度分の市町村民税（1 月から 6 月までの月分は前年度分）の所得割額課税世帯であって、その所得割額の区分が次の区分に該当するもの	48, 600 円未満	8, 600	8, 600	8, 100	8, 100
第 4		48, 601 円以上 97, 000 円未満	16, 800	16, 800	16, 300	16, 300
第 5		97, 000 円以上 169, 000 円未満	25, 100	19, 400	24, 600	18, 900
第 6		169, 000 円以上 301, 000 円未満	25, 700	20, 400	25, 200	19, 900
第 7		301, 000 円以上 397, 000 円未満	25, 900	20, 600	25, 400	20, 100
第 8		397, 000 円以上	26, 300	21, 000	25, 800	20, 500

3号保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担（案）

3歳未満児

階層 区分	定義		3歳未満児	階層 区分	定義		保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護世帯法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯		0	第1	生活保護世帯法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯		0	0	
第2	第1階層及び第4階層から第8階層までを除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税	3,500	第2	市町村民税非課税世帯		3,500	3,000	
第3		課税	10,500	第3	48,600円未満		10,500	10,000	
第4	第1階層を除き、前年分（1月から6月までの月分は前々年分）の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当するもの	40,000円未満	18,700	第4	48,601円以上 97,000円未満		18,700	18,200	
第5		40,000円以上 103,000円未満	29,400	第5	97,000円以上 169,000円未満		29,400	28,900	
第6		103,000円以上 413,000円未満	40,900	第6	169,000円以上 301,000円未満		40,900	40,400	
第7		413,000円以上 734,000円未満	53,700	第7	301,000円以上 397,000円未満		53,700	53,200	
第8	734,000円以上	58,000	第8	397,000円以上		58,000	57,500		
								①+②+③ 58,500	

条例で定める限度額について	
条例に定める限度額は、国の定める最長11時間（7:30～18:30）を利用した場合の利用者負担限度額を定める。	
【3歳未満児、8階層】 ①保育短時間利用料（8:00～18:00）57,500円 ②朝時間外保育料（7:30～8:00）500円 ③時間外保育料（18:00～18:30）相当額 500円 ※時間外保育料（18:00～19:00）1,000円/2	